

## ■利用者負担（費用の1割～3割）が高額になったとき 初回のみ申請が必要です

＜高額介護サービス費＞

利用者が同じ月内に利用した在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合算額）が下記の上限額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。1度申請されると以降は該当があればその都度自動的に支給を受けられます。

利用者負担額の確認にあたって領収書の提出は不要ですが、サービス提供先からの請求実績に基づいて計算を行うため、**支給は最短でも利用月の3か月後以降**となります。

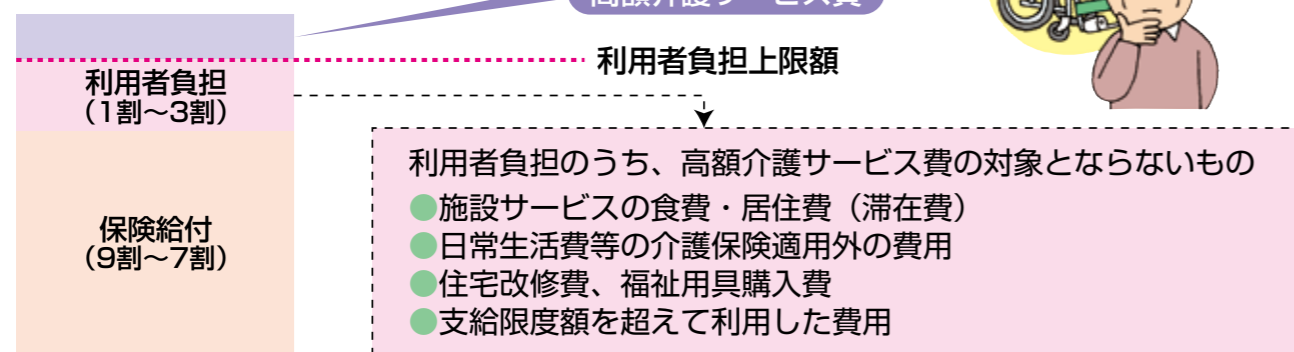
### ●1か月の利用者負担の上限額

利用者負担段階区分		利用者負担上限額
第1段階	非市 課税民 世帯税	高齢福祉年金受給者等 個人単位で15,000円
第2段階		合計所得金額+課税年金収入額が年間80万円以下※の方 世帯合計で24,600円 個人単位で15,000円
第3段階		合計所得金額+課税年金収入額が年間80万円超※の方 世帯合計で24,600円
第4段階		一般市民税課税世帯 世帯合計で44,400円
現役並み 所得者		年収約383万円以上約770万円未満 世帯合計で44,400円
		年収約770万円以上約1,160万円未満 世帯合計で93,000円
		年収約1,160万円以上 世帯合計で140,100円

●「合計所得金額」は公的年金等以外の所得で長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は給与所得から10万円を控除した金額を用います。

※ **令和7年8月から** 第2段階が「80万9千円以下」に、第3段階が「80万9千円超」に変わります。

### ●サービス費用の内訳



### ■介護保険料の減免を受けている方へのサービス利用料の助成

＜介護保険サービス利用者負担額助成金＞

在宅で介護保険サービスを利用している方で著しく支払いが困難な方については、申請によりその利用者負担額の一部の助成を受けられます。

#### ●対象者

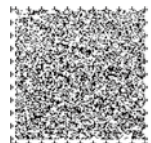
久留米市から要介護・要支援認定を受けているまたは事業対象者の方で、かつ『久留米市介護保険料減免取扱要綱』の第8条による介護保険料の減免を受けている方。

#### ●助成額

原則として、介護保険の在宅サービスの利用者負担額（費用の1割～3割）からサービス費用の5%を控除した額の助成が受けられます（サービス費の5%が自己負担となります）。ただし、高額介護サービス費等他の軽減制度が利用できる場合は、他の軽減制度適用後の額が助成の対象となります。

#### ●助成の方法と対象期間

介護保険料の減免を受けた後で、助成対象者となるための確認申請を行ってください。助成対象者となることと決定すると、確認申請月の初日から直近の6月30日まで助成を受けられます（確認申請は毎年必要です）。なお、実際に助成を受けるには、サービスの利用後に領収書を添付して、その都度助成金の申請をする必要があります。

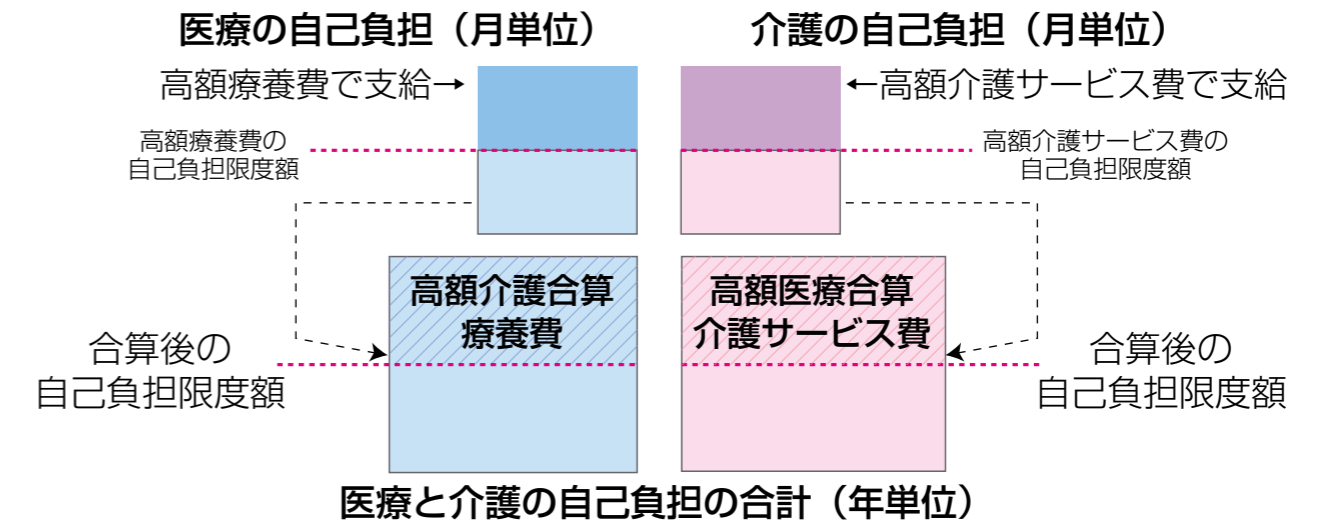


## ■介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

＜高額医療・高額介護合算制度＞

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になり、下記の自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

同じ医療保険制度に加入していて、医療と介護の両方の自己負担がある世帯が対象となります。



**1年ごとに申請が必要です**

支給を受けるには、原則7月31日に加入している医療保険の窓口への申請が必要です。期間内に複数の介護保険や医療保険制度に加入歴があれば、当時の保険者が発行する「自己負担額証明書」等が必要となる場合もあります。詳しくは医療保険の窓口におたずねください。

### ●自己負担限度額（8月1日～翌年7月31日の合計）

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の方が いる世帯	所得区分	70～74歳の方 がいる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける方が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

●この表の自己負担限度額+500円が実際の支給基準額となり、介護と医療の自己負担額の合計が支給基準額を超えた場合に、自己負担額の合計から自己負担限度額を差し引いた額が介護と医療の自己負担比率に応じてそれぞれの制度から分割して支給されます。

●合算できる自己負担の範囲は、高額介護サービス費や高額療養費と同様（食費や日常生活費、介護保険の住宅改修費等は対象外）で、また高額介護サービス費や高額療養費の支給対象額は、合算計算上の自己負担額には含まれません。

※70歳以上の低所得者Ⅰの世帯で介護サービス利用者が複数いる場合、高額介護サービス費12か月分の限度額295,200円との均衡を保つため、医療保険からの支給は限度額19万円で計算し、介護保険からの支給は31万円です。

